

○みやま市総合市民センター（仮称）基本計画検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 みやま市の文化芸術活動の拠点となり市民が集う施設として、みやま市総合市民センター（仮称）の整備に係る基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、みやま市総合市民センター（仮称）基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）基本計画の策定に関すること。
- （2）その他基本計画の策定に関し必要な事項。

（組織）

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）公共団体等の代表者
- （2）公募による市民
- （3）その他市長が必要と認める者

2 前項の規定による公募の手続きは、みやま市審議会等の委員の公募に関する要綱（平成25年告示第103号）の規定によるものとする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める所掌事務が終了するときまでとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成28年9月30日から施行する。